

電子契約サービスに関するよくある質問と回答（事業者様向け）

番号	分類	質問	回答
1	電子契約の対象	すべての契約で電子契約サービスが利用可能ですか。	法令等の規定により書面によるとされている契約等を除き、原則すべての契約（変更契約を含む。）が対象です。
2	電子契約の対象	三者間契約や共同企業体（JV）による契約も電子契約の対象ですか。	対象です。
3	電子契約の対象	協定書や覚書は電子契約の対象ですか。	対象です。
4	電子契約の対象	議会の承認が必要な契約における仮契約の締結も電子契約の対象ですか。	対象です。
5	電子契約の対象	請書は電子契約の対象ですか。	対象外です。従来の紙媒体による契約締結において、契約当事者の一方のみが記名押印していた書類は電子契約の対象となりません。
6	電子契約の対象	法令等の規定により書面によるとされている契約の具体例を教えてください。	事業用定期借地契約などが該当します。
7	電子契約の運用	鈴鹿市と契約を締結する際は、すべて電子契約によらなければいけませんか。	事業者様の意向により、電子契約によるかどうかを選択することができます。電子契約を希望しない場合は、従来どおり紙媒体の契約書（以下「紙契約書」といいます。）による契約締結となります。鈴鹿市側から、電子契約サービスを利用する／しないについて事業者様に強制することはありません。
8	電子契約の運用	電子契約サービスを利用する／しないの意向は、いつ伝えればよいですか。	契約締結のたびに、発注担当部署から事業者様に対し、毎回、電子契約サービスの利用意向を聞き取りますので、その際にお伝えください。 入札の場合であれば、落札決定後に発注担当部署から聞き取りを行います。
9	電子契約の運用	電子契約サービスを利用するという意向を伝えましたが、撤回することはできますか。	可能です。ただし、契約締結後の撤回はできません。
10	電子契約の運用	当初契約を電子契約で締結した場合、変更契約も電子契約による必要がありますか。	当初契約を電子契約で締結した場合でも、変更契約の締結は紙契約書によることができます。 同様に、当初契約を紙契約書により締結した場合でも、変更契約の締結は電子契約によることができます。
11	電子契約の事前準備等	クラウドサインのアカウント登録は必要ですか。	不要です。
12	電子契約の事前準備等	鈴鹿市と電子契約で契約締結するにあたり、事前準備は必要ですか。	インターネット環境と電子メールアドレスがあれば締結可能ですので、事前準備は不要です。あらたに費用も発生しません。
13	電子契約の事前準備等	スマートフォン、タブレット端末で利用可能ですか。	利用可能です。
14	電子契約の事前準備等	電子契約サービスの利用可能時間を教えてください。	原則、24 時間 365 日利用可能です。
15	電子契約の事前準備等	電子契約での契約締結に使用する電子メールアドレスはフリーメールのアドレス（gmail.com、yahoo.co.jp など）でもよいですか。	フリーメールのアドレスも利用可能です。
16	契約締結事務	電子契約で契約締結する際の契約書の電子データは受注者が作成しますか。	どちらが契約書の電子データを作成するかについては、発注担当部署と協議してください。 電子データの電子契約サービスへのアップロードは、発注担当部署がおこないます。
17	契約締結事務	電子契約で契約する際、電子契約サービスにアップロードされる電子データは、契約書のかがみ文のみですか。	従来の紙契約書でかがみ文とともに袋綴じや製本されていた書類（契約書かがみ、契約条項、仕様書、図面など）一式がアップロードされます。 なお、複数の電子データがアップロードされる場合

			がありますが、承認作業は一度で完了します。
18	契約締結事務	契約書の内容の確認について、パソコン等の端末上で行わずに、印刷して確認を行うことはできますか。	電子データはダウンロードできますので、適宜印刷して確認することができます。
19	契約締結事務	電子契約での契約締結後に契約内容の誤りが発覚した場合、どのように対応となりますか。	電子契約により締結した契約書（以下「電子契約書」といいます。）については、修正ができません。よって、変更契約又は覚書の締結により対応することとなります。
20	契約締結事務	電子契約書の電子データを複製することは可能ですか。	可能です。
21	契約締結事務	電子契約書の電子データを加工・編集することは可能ですか。	ファイル名の変更以外の加工・編集をした場合、電子署名が無効になります。